特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案　新旧対照条文

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表第一　（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
五十七の三　社会保険診療報酬支払基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）による同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

現行

別表第一　（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）